

医療経済実態調査（医療機関等調査）の実施案

第16回医療経済実態調査については、以下の基本的な考え方に沿って行うこととしてはどうか。

1 調査時期及び報告時期

(1) 調査時期

調査月は平成19年6月とする。

(2) 報告時期

速報値の報告時期は平成19年10月末、本報告の報告時期は平成20年6月を目標とする。

2 調査対象及び抽出率

(1) 調査対象

調査対象は、前回と同様とする。

(2) 抽出率

調査対象とする医療機関の抽出率は、前回と同様とする。

ただし、小児医療を中心に行っている病院（いわゆる子ども病院）については、1分の1の抽出率とする。

※ 当施設については、現在、全国で26施設（平成19年4月より29施設）ある。

① 病院 1 / 5（特定機能病院、歯科大学病院及び子ども病院は1 / 1）

② 一般診療所 1 / 25

③ 歯科診療所 1 / 50

④ 保険薬局 1 / 25

3 調査内容の変更点

(1) 基本データ関係

① 入院基本料の算定状況について

病院調査票において、一般病棟入院基本料及び特定機能病院入院基本料（一般病棟）の算定状況について、新たに調査項目に加える。

○ 一般病棟入院基本料の区分については、7対1入院基本料、10対1入院基本料、13対1入院基本料、15対1入院基本料、特別入院基本料の算定の有無について調査。

○ 特定機能病院入院基本料（一般病棟）の区分についても、7対1入院基本料、10対1入院基本料の算定の有無について調査。

② 臨床研修病院について

病院調査票において、臨床研修病院の指定の状況について、新たに調査項目に加える。

○ 指定の状況については、単独・管理型、協力型のいずれに該当するかを調査。

(2) 設備投資関係

病院、一般診療所、歯科診療所、保険薬局の調査票において、土地、建物、医療用器械備品等の新たな設備投資額を調査するため、従来は、前年度と前々年度の帳簿価格を調査し、その差額を直近1年間の設備投資額として集計していた。

しかしながら、帳簿価格では減価償却後の価格となり、純粋な設備投資額がとらえられないため、直近1年間に設備投資を行った金額を直接調査することとする。

なお、医療用器械備品等については、購入分とリース分の内訳についても調査することとする。

(3) 給与関係

一般診療所、歯科診療所の調査票において、給与所得者の職種毎の給与を新たに調査項目に加える。

(4) 後発医薬品の状況

保険薬局の調査票において、「保険調剤の状況」の「処方せん枚数」欄に「後発医薬品を調剤した処方せん枚数」を新たに調査項目に加え、また、「処方せん・医薬品の状況」の「備蓄医薬品品目数」欄に「後発医薬品品目数」について新たに調査項目に加える。

(5) B集計の廃止に伴う調査内容の見直し

B集計を廃止することに伴い、下記項目を削除する。

- ① 介護サービスの延べ利用者数
- ② 医療保険・介護保険適用の食事延べ提供数
- ③ 医療保険・介護保険適用の占有延べ床面積
- ④ 介護保険事業を実施している医療機関の医療保険分のみの費用の調査

4 集計区分

(1) 基本集計

① 病院・一般診療所

病院・一般診療所については、以下のとおり集計1、集計2を行うこととする。

- 集計１・・・介護保険事業に係る収入のない医療機関の集計（旧Ａ集計）
- 集計２・・・介護保険事業に係る収入のない医療機関等及び介護保険事業に係る収入のある医療機関等の集計（旧Ｃ集計）

② 歯科診療所・保険薬局

歯科診療所・保険薬局については、介護保険事業に係る収入が極めて限定的であることから、前回調査と同様、介護保険の有無で区別せず、集計２のみ行うこととする。

(2) 機能別集計等

① 医療機関の機能に着目した集計

○ 一般病院

- ・ 一般病棟入院基本料算定病院（新）
- ・ こども病院（新）
- ・ D P C対象病院（特定機能病院を除く）（新）
※ D P C対象病院については、層化して抽出を行うことにより、一定程度の調査施設数を確保することとする。
- ・ 地域医療支援病院
- ・ 回復期リハビリテーション病棟入院料算定病院
- ・ 小児入院医療管理料算定病院
- ・ 亜急性期入院医療管理料算定病院
- ・ ハイケアユニット入院医療管理料算定病院

○ 精神科病院

○ 特定機能病院

- ・ 特定機能病院入院基本料算定病院（一般病棟）（新）

○ 歯科大学病院

② 職種別常勤職員1人平均給料月額等

- ・ 一般病院（前回調査と同様）
- ・ 一般診療所、歯科診療所（新）

③ 後発医薬品の取り組み状況（新）

保険薬局における「後発医薬品を調剤した処方せん枚数」及び「後発医薬品目数」について、新たに集計を行う。

(3) その他

① 定点観測的手法を用いた調査については、無作為抽出を行ったうえで、前回調査においても調査に参加した施設について、前回調査と比較を行う定点観測的調査を実施する。

② 上記(1)(2)に加え、前回調査において速報時に報告したものについては、今回も同様に速報時に報告を行うこととする。

【前回調査において、速報時に報告したもの】

- 一般病院病床規模別の収支状況
- 一般診療所主たる診療科別の収支状況
- 院外処方率別の収支状況
- 1施設当たりの従事者数
- 一般病院職種別常勤職員1人平均給料月額推移
- 借入金の状況（期末時における借入金総額、借入返済額、支払利息）
- 収支率の分布
- 定点観測的手法を用いた調査（病院）

5 その他

- 有効回答率の向上方策
 - ① 電子媒体の活用
調査に際しては、有効回答率の向上を図る観点から、前回と同様にホームページを利用した電子媒体による調査票の回答などを行なう。
 - ② 診療側関係団体の協力を得て調査を進める。

第16回医療経済実態調査（医療機関等調査）要綱（案）

1. 調査の目的

病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とする。

2. 調査の内容

病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局について、施設の概要、収支の状況、資産及び負債、従事者の人員及び給与、設備投資の状況等の調査を行う。

3. 調査の対象

社会保険による診療・調剤を行っている全国の病院、一般診療所、歯科診療所及び1か月間の調剤報酬明細書の取扱件数が300件以上の保険薬局を対象とする。

ただし、開設者が医育機関（特定機能病院及び歯科大学病院は除く）であるもの、特定人のために開設されている閉鎖的なもの、感染症病床のみを有する病院、結核療養所、原爆病院、自衛隊病院等の特殊な病院並びに刑務所、船内等に設置される一般診療所及び歯科診療所は除外する。

また、歯科併設の一般診療所、臨床検査センター、夜間診療所、巡回診療所及び1か月間の診療時間が100時間未満であると推定された医療機関は調査対象から除外する。

4. 調査の客体及び抽出方法

調査対象となる医療機関等から、それぞれ次の方法によって抽出した施設を調査客体とする。

(1) 病 院

ア 層化無作為抽出法による。

イ 第1の層化は、DPC対象病院の指定を受けている病院と指定を受けていない病院に分類し、この区分によって行う。

ウ 第2の層化は、介護療養施設サービス事業を行っている病院と行っていない病院に分類し、この区分によって行う。

エ 第3の層化は、病床数が200床以上、200床未満に分類し、この区分によって行う。

オ 第4の層化は、院外処方の有無別に分類し、この区分によって行う。

カ 第5の層化は、全国の都道府県を次の9の地域に分類し、この区分によって行う。

地 域	都 道 府 県
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関 東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
北 陸	富山、石川、福井
近 畿	滋賀、京都、奈良、大阪、兵庫、和歌山
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄

キ 第6の層化は、全国を国家公務員の地域手当における級地区分の6区分とその他の地域に分類し、この区分によって行う。(級地区分については別紙参照)

ク 第7の層化は、一般病院(特定機能病院、歯科大学病院及び子ども病院を除く)、精神科病院(許可病床のすべてが精神病床であるもの)別に開設者(国立、公立、公的、医療法人、社会保険関係法人、その他法人、個人)ごとに分類し、この区分によって行う。

ケ 抽出率は、特定機能病院、歯科大学病院及び子ども病院については1/1、その他については1/5とする。

(2) 一般診療所

ア 層化無作為抽出法による。

イ 第1の層化は、有床、無床の別に分類し、この区分によって行う。

ウ 第2の層化は、主たる診療科別に分類し、この区分によって行う。

エ 第3の層化は、有床については介護療養施設サービス事業を行っている一般診療所と行っていない一般診療所に分類し、この区分によって行う。

オ 第4の層化は、院外処方の有無別に分類し、この区分によって行う。

カ 第5、第6の層化は、病院と同じ地域分類(第5、第6層化)によって行う。

キ 抽出率は1/25とする。

(3) 歯科診療所

- ア 層化無作為抽出法による。
- イ 第1の層化は、院外処方の有無別に分類し、この区分によって行う。
- ウ 第2、第3の層化は、病院と同じ地域分類（第5、第6層化）によって行う。
- エ 第4の層化は、常勤の歯科医師数を、1人、2人以上の区分に分類しこの区分によって行う。
- オ 抽出率は1/50とする。

(4) 保険薬局

- ア 層化無作為抽出法による。
- イ 第1、第2の層化は、病院と同じ地域分類（第5、第6層化）によって行う。
- ウ 第3の層化は、開設者（個人、法人）の別に分類し、この区分によって行う。
- エ 抽出率は1/25とする。

5. 調査主体

中央社会保険医療協議会

6. 調査の時期

平成19年6月の1月間について実施する。

7. 調査の事項

調査票に掲げる事項とする。

8. 調査の方法

- (1) 調査は、往復郵送方式により行う。
- (2) 調査票の記入は、医療機関等管理者の自計申告の方法による。

9. 結果の公表

調査の結果については、中央社会保険医療協議会の議を経て、速やかに公表する。

(別紙)

国家公務員の地域手当に係る級地区分

級地・支給地域	都道府県	市町村名等
1級地 〔18%〕	東京都	特別区
2級地 〔15%〕 (20市)	茨城県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 大阪府 兵庫県	取手市 和光市 成田市、印西市 武蔵野市、町田市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、清瀬市、多摩市、稲城市、西東京市 鎌倉市、厚木市 大阪市、守口市、門真市 芦屋市
3級地 〔12%〕 (27市)	茨城県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 愛知県 大阪府 兵庫県 奈良県	つくば市 さいたま市、志木市 船橋市、浦安市、袖ヶ浦市 八王子市、立川市、府中市、昭島市、調布市、小平市、日野市 横浜市、川崎市、海老名市 名古屋市、刈谷市、豊田市 吹田市、高槻市、寝屋川市、箕面市、高石市 西宮市、宝塚市 天理市
4級地 〔10%〕 (37市)	茨城県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 広島県 福岡県	水戸市、土浦市、守谷市 狭山市、鶴ヶ島市 千葉市、市川市、松戸市、富津市、四街道市 三鷹市、青梅市、東村山市、あきる野市 横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、相模原市、大和市 豊明市 鈴鹿市 大津市、草津市 京都市 堺市、豊中市、池田市、枚方市、茨木市、八尾市、東大阪市 神戸市、尼崎市 奈良市、大和郡山市 広島市 福岡市
5級地 〔6%〕 55市 1町	宮城県 茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県	仙台市 日立市、古河市、牛久市、ひたちなか市 宇都宮市 川越市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、越谷市、戸田市、入間市、朝霞市、三郷市 茂原市、佐倉市、柏市、市原市、白井市 平塚市、秦野市、三浦郡葉山町 甲府市 静岡市、沼津市、御殿場市 瀬戸市、碧南市、西尾市、大府市、知多市 津市、四日市市 守山市 宇治市、亀岡市、京田辺市 岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、羽曳野市、摂津市、藤井寺市 伊丹市、三田市 大和高田市、橿原市、生駒市
6級地 〔3%〕 87市 21町	北海道 宮城県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 富山県 石川県 福井県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 岡山県 広島県 山口県 香川県 福岡県 長崎県	札幌市 名取市、多賀城市 龍ヶ崎市、筑西市 鹿沼市、小山市、大田原市 前橋市、高崎市、太田市 熊谷市、春日部市、鴻巣市、上尾市、草加市、久喜市、坂戸市、比企郡鳩山町、北埼玉郡北川辺町、 北飾郡栗橋町、北飾郡・杉戸町、北飾郡庄和町・ 野田市、東金市、流山市、八街市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町 武蔵村山市 小田原市、三浦市 富山市 金沢市 福井市 長野市、松本市、諏訪市 岐阜市、大垣市、多治見市、美濃加茂市 浜松市、三島市、富士宮市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、袋井市 豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、 東海市、知立市、愛西市、愛知郡長久手町、西春日井郡豊山町、海部郡弥富町、西加茂郡三好町 桑名市、名張市、伊賀市 彦根市、長浜市 向日市、相楽郡木津町 柏原市、泉南市、四條畷市、交野市、阪南市、泉南郡熊取町、泉南郡田尻町、南河内郡太子町 姫路市、明石市、加古川市、三木市 桜井市、香芝市、生駒郡斑鳩町、北城郡王寺町・ 和歌山市、橋本市 岡山市 廿日市市、安芸郡海田町、安芸郡坂町 周南市 高松市 北九州市、筑紫野市、春日市、太宰府市、前原市、福津市、糟屋郡宇美町、糟屋郡粕屋町 長崎市